

永平寺町教育資金支援給付金事業実施要綱を次のように交付する。

令和5年2月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町告示第9号

永平寺町教育資金支援給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校)での修学にかかる教育資金を借り入れた者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 教育資金支援給付金(以下「給付金」という。)の給付を受けることができる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 永平寺町に住所を有する者で町税の滞納がない者
- (2) 町が定める金融機関で教育資金の融資(証書貸付型に限る。以下「教育ローン」という。)を受けている者

(取扱金融機関)

第3条 前条第2号の金融機関は町内に支店を置く金融機関又は町長が認める金融機関とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、教育ローンの融資額(複数の融資を受けている場合は合計額)の100分の1の額とし、1修学者(就学予定者を含む。以下同じ。)1会計年度につき50,000円を限度額とする。この場合において、算出された給付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、金融機関から融資を受けた年度内に教育資金支援給付金申請書(様式1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する書類(教育ローンの融資を受けていることが確認できる書類)
- (2) 大学等で修学していること又は修学する予定であることを証する書類(在学証

明書又は合格通知書等)

(3) 教育資金支援給付金申請における個人情報確認に関する同意書(様式2号)

(給付期間)

第6条 給付期間は、大学等に在学する期間とし、1修学者につき最長4年間とする。ただし、途中退学した場合又は金融機関からの融資期間が完了した場合は、受給資格を喪失する。また、借入元金の変更(借り換え)があった場合も受給資格が無くなるものとし、再度新規の申請を行わなければならない。

(給付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めるときは給付すべき額を決定し、教育資金支援給付金決定通知書(様式3号)を申請者に送付しなければならない。

(給付金の請求)

第8条 給付金の決定を受けた者は、教育資金支援給付金請求書(様式4号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 教育資金支援給付金決定通知書の写し

(2) 通帳の写し(前年度の口座から変更がない場合を除く)

(給付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により請求があった場合は、速やかに審査し、適当と認めるときは給付すべき額を確定し、教育資金支援給付金確定通知書(様式5号)を請求者に送付しなければならない。

(給付決定の取り消し及び返還)

第10条 町長は、給付金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付決定を取消し、又は既に給付した全額又は一部を返還させることができる。

(1)第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2)偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。

(3)その他町長が必要と認めたとき。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。